

〈雜報〉

平成三十年度

仏教文化研究所活動報告

【第一回 運営委員会】

日時 平成三十年五月十七日（木） 十二時二十分～十三時十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ①平成三十年度事業計画について
- ②平成三十年度仏教文化研究所客員研究員について
- ③平成三十年度公開シンポジウムについて
- ④その他

二、報告事項

- ①平成二十九年度決算について
- ②『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十三号（四〇〇部）の刊行・配布について

- ③平成二十九年年度鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書(第四号、三〇〇部)の刊行・配布について
④その他

【公開シンポジウム】

日時 平成三十年六月九日(土) 十三時三十分～十六時三十分

会場 大学会館地下一階メインホール

テーマ 「東日本大震災の経験から学ぶもの―災害・いのち・こころ―」

講師・演題

木村 清孝(仏教文化研究所・特別顧問)「仏教者としての私の学び」

井川 裕覚(真言宗僧侶・臨床宗教師)「三・一一後の死生学―実践宗教学と臨床宗教師の試み」

池内 龍太郎(神主・臨床宗教師・医師)「東日本大震災から学んだこと」

勝村 聖子(本学歯学部准教授)「私たちの使命と人との繋がり」

(※公開シンポジウム記録は本紀要に掲載)

【学術調査】

日時 平成三十年九月三日～五日

場所 松山寺(石川県金沢市東兼六町)

總持寺祖院(石川県輪島市前町門前)

参加者 木村清孝・尾崎正善・小島裕子・横山龍顯・武井慎悟

調査対象 松山寺本『伝光録』（調査・撮影）

總持寺祖院所蔵資料（調査・撮影）

【第二回 運営委員会】

日時 平成三十年十月二十五日（木）十二時二十分～十三時

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ① 平成三十一年度仏教文化研究所事業計画について
- ② 平成三十一年度仏教文化研究所予算について
- ③ 仏教文化研究所の今後の方向性について
- ④ その他

二、報告事項

- ① 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』（第二十四号）編集の進捗状況について
- ② 『鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書』（第五号）編集の進捗状況について
- ③ 平成三十年度仏教文化研究所図書購入の進捗状況について
- ④ 鶴見ヶ丘学術協力委員会の活動の進捗状況について
- ⑤ その他

【研究例会】

日時 平成三十年十二月十三日（木） 十六時三十分～十八時

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

発表者 横山龍顯（特任研究員）「瑩山禪師の研究―伝記と著作の成立を中心として―」

【第三回 運営委員会】

日時 平成三十一年二月五日（木） 十二時二十分～十三時二十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ① 仏教文化研究所の方向性と専任研究員の人事について
- ② 平成三十一年度鶴見大学仏教文化研究所所員について
- ③ 平成三十一年度公開シンポジウムのテーマと準備について
- ④ その他

二、報告事項

- ① 主任研究員の人事について
- ② 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』（第二十四号）刊行の進捗状況について
- ③ 『鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書』（第五号）刊行の進捗状況について
- ④ その他

平成三十年度
仏教文化研究所概要

〔所在地〕〒230 8501 神奈川県横浜市鶴見区鶴見二―一―三 鶴見大学内

TEL ○四五―五八〇―八一九三 FAX ○四五―五八一―一三九一

〔所 長〕 大山 喬史 学長

〔主任研究員〕 下室 覚道 文学部文化財学学科教授

〔専任研究員〕 池 麗梅 仏教文化研究所教授

〔特別顧問〕 木村 清孝 元学長・東京大学名誉教授

〔顧問〕 納富 常天 大本山總持寺宝物殿元館長

柳澤 慧二 本学元学長・名誉教授

〔兼任研究員〕 石田 千尋 文学部文化財学学科教授

小林 恭治 文学部文化財学学科教授

宗墓 秀明 文学部文化財学学科教授

星野 玲子 文学部文化財学学科准教授

前田 伸子 副学長・歯学部教授

橋本 弘道 短期大学部保育科准教授

山室 吉孝 短期大学部保育科教授

小池 富雄 文学部文化財学学科教授

緒方 啓介 文学部文化財学学科准教授

佐藤 慶太 先制医療研究センター教授

仙田 考 短期大学部保育科准教授

田中 和彦 文学部文化財学学科准教授

〔客員研究員〕

関根 透 本学名誉教授

永田 勝久 本学名誉教授

田口 暢穂 本学名誉教授

岩橋 春樹 大本山總持寺宝蔵館館長

尾崎 正善 文学部・歯学部非常勤講師

池田 道浩 文学部・歯学部非常勤講師

鈴木 一馨 文学部非常勤講師

室瀬 祐 文学部非常勤講師

佐藤 達全 育英短期大学教授

齊藤 明 国際仏教学大学院大学教授

蓑輪 顕量 東京大学教授

高橋 晃一 東京大学准教授

古瀬 珠水 東京外国語大学非常勤講師

〔特任研究員〕

横山 龍顯

小島 裕子

〔研究生〕

武井 慎悟

鶴見大学仏教文化研究所規程

平成7年4月1日
制定

(設置)

第1条 鶴見大学（鶴見大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、本学の建学の精神に則り、日本における仏教の思想・文化・芸術及びその関連領域に関する研究を推進すると共に、国際的学術交流を積極的に行い、学術の発展に寄与することを目的とする。

(研究内容等)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 建学の精神の具現化及びその方法等の研究
- (2) 宗教学等の教授内容としての諸宗教の比較、仏教教理、曹洞宗学及び日本文化に及ぼした仏教の研究等の基本的研究
- (3) 瑩山禪師・峨山禪師の伝記及び思想を中心とした總持寺教学等の研究
- (4) 鶴見大学大学院文学研究科との共同研究及び他の研究機関との学際的研究
- (5) 研究会、講演会及び公開講座等の開催
- (6) 研究所の調査及び研究の成果並びに共同研究の成果、講演等の発表のための紀要類の刊行

(7) その他研究所の目的を達成するために必要と認める研究等

(研究部門)

第4条 研究所に、前条に定める研究内容に応じて次の4研究部門を置く。

(1) 仏教学研究部門

(2) 仏教教育研究部門

(3) 仏教文化財研究部門

(4) 總持寺教学研究部門

(構成)

第5条 研究所は、次の者をもって構成する。

(1) 所長

(2) 所員

(3) 特別顧問

(4) 顧問

2 所長は、鶴見大学学長が併任する。

(所員)

第6条 研究所の所員は、次の者とする。

(1) 主任研究員

(2) 専任研究員

(3) 兼任研究員

(4) 客員研究員

(5) 特任研究員

(6) 研究生

(主任研究員)

第7条 主任研究員は、所長の職務を補佐し、研究所の所務を整理する。

2 主任研究員は、専任研究員または兼任研究員のうちから、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。

(専任研究員)

第8条 専任研究員は、研究所に所属する本学の専任教員で、その目的に応じて、専ら調査及び研究に従事する。

2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第9条 兼任研究員は、本学の専任教員で、研究所の目的に応じて、調査及び研究に従事する。

2 兼任研究員の選考は、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。

3 兼任研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 兼任研究員には、給与を支給しない。

(客員研究員)

第10条 客員研究員は、本学専任教員以外の者で、研究所の目的に応じて、調査及び研究に従事する。

2 客員研究員の選考は、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。

3 客員研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 客員研究員の処遇等については、別に定める。

(特任研究員)

第11条 特任研究員は、本学専任教員以外の者で、特に第3条第3号に関する調査及び研究に従事する。

2 特任研究員の任用については、別に定める。

(研究生)

第12条 研究生は、本学専任教員以外の者で、研究所の目的に応じて、調査及び研究の支援に従事する。

2 研究生の任用については、別に定める。

(特別顧問)

第13条 特別顧問は、本学専任教員以外の者で、研究所の企画・運営に関する重要事項の協議に加わり、その活動を援助するとともに、調査及び研究に参画する。

2 特別顧問は、所長の要請に基づき、学長が委嘱する。

3 特別顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別顧問の処遇等については、別に定める。

(顧問)

第14条 研究所に、必要な助言を与え事業の円滑な運営を図るため、若干人の顧問を置くことができる。

2 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問と本学との間には、雇用関係は生じないこととする。

(運営委員会等)

第15条 研究所に、第3条に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見大学仏教文化研究所運営委員会(以下「運

「運営委員会」という。)を置く。

2 研究所に、特に第3条第3項に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見ヶ丘学術協力委員会(以下「協力委員会」という。)を置く。

3 運営委員会及び協力委員会については、別に定める。

(経費)

第16条 研究所の経費は、本学の年間研究費予算及び寄附金等をもってこれに充てる。

(事務局)

第17条 仏教文化研究所は、教育研究支援センター事務局教育研究支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。
附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所専任研究員任用規程

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第8条第2項の規定に基づき、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職位及び任用基準)

第2条 専任研究員の職位は、教授、准教授、講師及び助教とする。

2 教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 准教授として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(3) 前各号の該当者と同年以上の学識・経験・業績があると認められるもので、博士の学位を有するもの

3 准教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学准教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 講師として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(3) 前各号の該当者と同年以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの

4 講師とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学講師としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 助教として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

5 (3) 前各号の該当者と同等以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの
助教となることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 修士の学位を有し、研究上の業績を有するもの

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められるもの

(選考結果の上申)

第3条 専任研究員の選考は、一般公募とし、研究所運営委員会の協議を経て、研究所長が当該候補者を学長に上申する。

2 前項の選考方法は、書類選考及び面接とする。

(申請)

第4条 専任研究員を希望する研究者は、原則として次に掲げる書類をもって研究所に申請するものとする。

(1) 履歴書

(2) 研究業績一覧

(3) 著書・論文

(4) その他選考に必要な書類

(職務)

第5条 専任研究員は、鶴見大学仏教文化研究所規程第3条に定める研究・調査活動、その他研究所の活動に必要な業務を行うものとする。

(勤務・待遇等)

第6条 専任研究員の勤務・待遇等は、鶴見大学職員就業規則によるものとする。

(研究費)

第7条 専任研究員には、研究費を支給することがある。

2 研究費の支給額は、別に定める。

(諸規程等の遵守)

第8条 専任研究員は、研究等に従事するに当たり、鶴見大学の諸規程等を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究所運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成二十九年度

仏教文化研究所購入図書・資料

- 『聖語藏経卷』：宮内庁正倉院事務所所蔵』（甲種写経Ⅱ、DVD版）、奈良：宮内庁正倉院事務所編、丸善、二〇一一年。
- 『東域傳燈録』、書写者不明。
- 『南北朝遺文』九州編第1巻、東北編第2巻、東京：東京堂出版、一九八〇年。
- 『上座仏教事典』、めこん、二〇一六年。
- 『日本年号史大事典』、東京：雄山閣、二〇一七年。
- 『中國歴史地圖集』（八冊）、北京：地圖出版社、二〇一七年。
- 『中国文物地圖集』（十三冊）、広州：広東省地圖出版社、一九八九年。
- 『石窟寺研究』、北京：文物出版社、二〇一〇年。
- 天台宗典編纂所編『義科廬談：摩訶止観』（續天台宗全書：論草3）、東京：春秋社、二〇一七年。
- 『佛光恒常』：安徽佛教文物精品展』、安徽美術出版社、二〇一七年。
- 国家図書館・国家古籍保護中心編『册府英』：國家珍貴古籍特展圖録』、北京：国家図書館出版社、二〇〇九年。
- 国家図書館古籍博物館『中華典籍聚珍』：国家珍貴古籍特展図録』、杭州：浙江古籍出版社、二〇〇九年。
- 国家図書館・国家古籍保護中心編『翰墨』：中華古籍保護計劃成果展暨國家珍貴古籍特展圖録』、北京：国家図書館出版社、二〇一三年。
- 中国佛教協会・中国佛教協会文物図書館編『房山石経』（三十冊）、北京：華夏出版社、二〇〇五年。
- 中世禅籍叢刊編集委員会編『聖一派』（正）、中世禅籍叢刊第4巻、京都：臨川書店、二〇一六年。

- 中世禅籍叢刊編集委員会編『稀観禅籍集』(正)、中世禅籍叢刊第10卷臨川書店、二〇一八年。
- 中世禅籍叢刊編集委員会編『聖一派』(続)、中世禅籍叢刊第11卷、京都・臨川書店、二〇一七年。
- 中世禅籍叢刊編集委員会編『稀観禅籍集』(続)、中世禅籍叢刊第12卷、京都・臨川書店、二〇一八年。
- 本田義憲『今昔物語集伝の研究』、東京・勉誠出版、二〇一六年。
- 栄原永遠男ほか編『歴史のなかの東大寺』、京都・法藏館、二〇一七年。
- 柳田聖山『臨濟録の研究』(柳田聖山集第4巻)、京都・法藏館、二〇一七年。
- 岡村秀典『雲岡石窟の考古学…遊牧国家の巨石仏をさぐる』、京都・臨川書店、二〇一七年。
- 大西磨希子『唐代佛教美術史論攷…仏教文化の伝播と日唐交流』、京都・法藏館、二〇一七年。
- 下野玲子『敦煌仏頂尊勝陀羅尼経変相図の研究』、東京・勉誠出版、二〇一七年。
- 寺井良宣『天台円頓戒思想の成立と展開』、京都・法藏館、二〇一六年。
- 船山徹『東アジア仏教の生活規則梵網経…最古の形と発展の歴史』、京都・臨川書店、二〇一七年。
- 礪波護『鏡鑑(かがみ)としての中国の歴史』、京都・法藏館、二〇一七年。
- 大津透・池田尚隆編『藤原道長事典…御堂関白記からみる貴族社会』、東京・思文閣出版、二〇一七年。
- 濱田瑞美責任編集『後漢・三国・南北朝』(アジア仏教美術論集…東アジア1)、東京・中央公論美術出版、二〇一七年。
- 宮内庁正倉院事務所編『宮内庁正倉院事務所所蔵聖語蔵経卷』(カラーデジタル版)、東京・丸善、二〇〇七年。
- 福井文雅『般若心経の総合的研究…歴史・社会・資料』、春秋社、二〇〇〇年。
- 山下有美『正倉院文書と写経所の研究』、東京・吉川弘文館、一九九九年。
- 大竹晋『大乘起信論成立問題の研究…『大乘起信論』は漢文仏教文献からのパッチワーク』、東京・国書刊行会、二〇一七年。
- GBS実行委員会編集『論集日宋交流期の東大寺…奄然上人一千年大遠忌にちなんで』(ザ・グレイトブツダ・シン

- ポジウム論集第15号)、奈良・東大寺、二〇一七年。
- 肥田路美『初唐仏教美術の研究』、東京・中央公論美術出版、二〇一一年。
- 金龍泰著・佐藤厚訳『韓国仏教史』、東京・春秋社、二〇一七年。
- 総本山醍醐寺編『醍醐寺文書聖教目録』(醍醐寺叢書・目録篇)、東京・勉誠出版、二〇〇〇年。
- 後藤昭雄・仁木夏実・中川真弓編『天野山金剛寺善本叢刊 第1期第1巻・漢字』、東京・勉誠出版、二〇一七年。
- 荒木浩・近本謙介編『天野山金剛寺善本叢刊 第1期第2巻・因縁・教化』、東京・勉誠出版、二〇一七年。
- 礪波護『敦煌から奈良・京都へ』、京都・法藏館、二〇一六年。
- 礪波護『隋唐佛教文物史論考』、京都・法藏館、二〇一六年。
- 氣賀澤保規編『隋唐佛教社會の基層構造の研究』(明治大學東洋史資料叢刊12)、東京・明治大學東アジア石刻文物研究所。
- 鈴木哲雄『乾坤院本伝光録(東土篇)研究』、東京・山喜房佛書林、二〇一五年。
- 成尋著・齊藤圓眞訳注『参天台五臺山記』、東京・山喜房佛書林、一九九七年。
- 高畑崇導『仏教經典の編纂とその伝播』、京都・平樂寺書店、二〇一七年。
- 内藤湖南著・玄幸子・高田時雄編『英仏調査ノート』、大阪・関西大学出版部、二〇一七年。
- 山本幸男『奈良朝仏教史攷』、京都・法藏館、二〇一五年。

鶴見大学仏教文化研究所紀要投稿規程

一 鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）は、鶴見大学（以下「大学」という。）及び鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究又は教育に従事する者の研究業績を内外に発表することを目的とする。

二 紀要に投稿できる者は、原則として、大学及び短期大学部において研究又は教育に従事する者及びこれと共同で研究に従事する者と、仏教文化研究所主催による公開講演会・シンポジウムの講師とする。

三 投稿される論文は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本紀要に投稿できない。但し、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。

四 投稿する者は、紀要刊行内規で定められた投稿要領に従って原稿を作成する。

五 本紀要に掲載された論文の公衆送信権は、鶴見大学に属する。

附 則

この規程は、平成十八年四月二十日から施行する。